

## 第1回 鎌倉市児童福祉審議会会議録

日時 平成19年12月12日（水）18時30分～20時30分

場所 鎌倉市役所 4階 402会議室

出席委員 松原康雄委員長 池田雅之副委員長 秋田長二郎委員 石井孝子委員  
富田英雄委員 四方耀子委員

市職員：石井こども部長 鷲塚こども相談課長 相澤こども相談課課長補佐  
佐藤健康福祉部次長 安田障害者福祉課課長代理 山田市民健康課長  
飯尾教育指導課長 飯田教育指導課指導主事  
茶木教育センター所長代理 島崎生涯学習部次長 小山青少年課長  
牧青少年課課長補佐

事務局：安部こども部次長 奈須こどもみらい課課長補佐

井上こどもみらい課育成担当係長 中村こどもみらい課主査

**司会進行（安部次長）** ただいまから、平成19年度第1回鎌倉市児童福祉審議会を開催させていただきます。

委員長が決まりますまで進行を務めさせていただきます、こども部次長、こどもみらい課長を兼ねております安部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、審議会公開の確認でございますが、本審議会は鎌倉市児童福祉審議会会議公開取扱要領に基づきまして、公開をすることが適当でない委員長が判断した場合を除いて公開となっております。また、会議録の概要報告書につきましても原則は公開ということになりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、傍聴の方2名をご報告いたします。

初めに、市長、石渡徳一より、ごあいさつを申し上げます。

**石渡市長** 先生方、こんばんは。富田先生、石井先生、後ろから失礼を申し上げますが、一言、ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、もう師走に入りまして、先生方、大変にお忙しい中、またお仕事の終わられた大変お疲れのところ、このように児童福祉審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、それぞれ大変お忙しい中、本審議会委員を快くお引き受けいただきました。この場をかりまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

日ごろ、先生方におかれましては、行政運営に格別のご理解とご支援を賜っております。大変申しわけなく思っておりますが、このたび、私ども、世界遺産登録におきまして、史跡指定の事務におきまして大変不適切な事務がございました。市民の方の信頼を損なうということをしてしましまして大変申しわけなく、先生方におきましても、この場をかりましておわび申し上げたいと思います。今後は、市民の方の信頼回復、そして再発防止はもとより、一步一步着実に世界遺産登録に向けて進んでまいり所存でございますので、先生方に

も何とぞご理解をいただきたいと思っております。

さて、私は、子どもたちの元気な声が聞こえるまちをつくりたい、そういう思いで行政に取り組んでまいりました。子どもたちは私ども鎌倉のまちづくりの源でございますし、鎌倉の未来でもあるというふうに思っております。そういった中で、子どもの施策を重点課題として取り組んできたところでございますが、平成17年3月には「きらきらプラン」を策定いただきまして、さまざまな事業を推進しているところでございます。

さて、本市の児童福祉審議会でございますが、大変に歴史が長く、また各界を代表される先生方にさまざまなご助言を頂戴しながら、私どもの児童福祉行政の一翼を担っていただいていたというふうに考えております。

本日の議題でございますが、青少年の健全育成につきましては、平成15年11月から平成17年まで、2年間をかけてご議論を頂戴してきたところでございますが、先生方の幅広いご見識、あるいは近年の状況などを踏まえまして、さらに充実したご議論をいただきたいと思っております。先生方のご議論を通じまして、今後の鎌倉市の青少年育成事業の推進に役立ててまいりたい、このように考えておるところでございます。

限られた時間でございますが、鎌倉市の子どもたち、また青少年の明るい未来のために先生方のご協力をお願い申し上げまして、私からのごあいさつにかえたいと思います。2年間、どうぞよろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

(市長退室)

**司会** それでは、本日、第1回目の審議会ということでございます。委員の皆様には、お一人ずつ自己紹介をしていただければと思います。恐縮でございますが、秋田委員様からお願いいたします。

**秋田委員** 皆様、こんにちは。鎌倉三浦児童相談所の秋田と申します。

私ども、鎌倉三浦児童相談所の方は、18年までは横須賀児童相談所という形だったわけですが、横須賀市で児童相談所の設置に伴いまして、中央児童相談所にありました鎌倉市さん、あと逗子市、三浦市、葉山町ということで、3市1町ということで18年度に発足して2年目ということです。私も所長として2年目ということですので、これからも、よろしく願いいたします。

**石井委員** 皆様、こんばんは。私は、横浜市の教育総合相談センターで学校カウンセラーをいたしております。担当は小学校11校を持っておりまして、直接学校へ伺って、教職員、保護者、児童の相談を受けております。そのほかにも、区役所の子ども家庭支援相談で本当に幅広い相談を受けております。このような仕事柄を通しまして、本審議会で障害者福祉、また青少年育成ということで、より充実したものをという中で、微力ではありますが、お役に立てるように努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**富田委員** 社会福祉法人つきかけ会の理事長で岩瀬保育園の園長を務めております富田英雄と申します。鎌倉市内に公立8園、民間8園の保育園がございまして、その保育園

で組織しております鎌倉市保育会の代表もしております。どうぞよろしく願いいたします。

**松原委員** こんばんは。明治学院大学の松原と申します。

専門は児童福祉論ですので、大学では、それを教えておりますが、一方で鎌倉市住民であるということと、それから、この児童福祉審議会について、保育所の問題を検討するところから参加をさせていただいております。今期も引き続きご依頼がありましたので、また一緒に皆さんと議論させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**四方委員** 皆様、こんばんは。私は、子どもの虹情報研修センターの四方でございます。前回の福祉審議会のときからお世話になっております。どうぞよろしく願いいたします。今、虹センターというのは、皆さんご存じだと思いますが、設立から既に6年目を迎えております。正式名称は、虐待・思春期問題情報研修センターと申します。全国のそういった子どもの育ちを何とか支えようとしている専門家の方たちの研修が中心的な課題になっておりまして、同時に情報の提供、それから研究業務、これをやっております。しかし、私は、いつも感じておるのでございますが、子どもたち、あるいは青少年の方、大人もそうでございますが、なかなか生きにくい時代を迎えておりまして、今回のテーマも、そのことから大変重要な課題であると思っております。皆さんと一緒に考えていければいいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**池田委員** 池田雅之と申します。5年ほど前から、鎌倉地域を中心にして鎌倉てらこやという活動をさせていただいております。本職は教員で、早稲田大学で教えております。子どもたちの問題、本当にいろいろ深刻な問題が頻発しておりまして、2002年から、子どもたちに対して何かできないかということで、姫路の森下先生、精神科医の先生なのですが、その方とご相談して、鎌倉から子どもたちを守り健全に育成するような何かプロジェクトを立ち上げられないかということで、2002年ごろから準備を始めまして、鎌倉の方を中心に講演会とか研究会を続けておりました。そして2003年から鎌倉てらこやというものを立ち上げまして、ことしで5年目に入って、先日、早稲田大学で5周年の締めくくり総括と、これからどうしていったらいいのかという展望を出す、そういうような会を持ちました。

このてらこやというのは、学校教育、公教育に対して何か補完的な教育ができないかということで、小学生、中学生を中心にしまして、鎌倉、逗子、藤沢とか、このあたりの子どもたちを集めまして、中心は体感教育というのでしょうか、体で感じ取って、それを深く心で受けとめるような教育、それから感動教育といいますが、そういうものを中心に展開しております。それで、教室といいますが、プロジェクトは五つ、年間を通してやっております。まず、陶芸、絵画、これは日本画で平山郁夫先生のお弟子さんをお願いしておりますが、陶芸は河村喜史さんという鎌倉の陶芸家の方です。それから、朗読。それと、あとは鎌倉四季めぐり、四季の折々を観察して楽しむ、自然を満喫するという会です。それから、探訪。これは、鎌倉の中央公園を使わせていただいて、田植え、そういうものを

年8回ぐらいやらせていただいている。それから、ほかに建長寺合宿と光明寺合宿というのがあります。

私どものねらいは、3世代が集い、つまり子ども、若者、大人、3世代が集って一緒に物をつくったり楽しんだり学習したりするというのがねらいです。したがって、早稲田大学のうちのゼミ生が五、六十人ぐらい参加をしているわけです。それから、三つの教育現場をつなぐというのが、もう一つの趣旨です。これは、学校と、それから家庭と、それから地域教育、この三つの場をつないでいこうということで細々と始めておりますが、皆さんのご賛同、ご支援をいただきながら5年間、どうやら無事に続けさせていただいております。

**司会** ありがとうございます。

次に、職員の紹介をさせていただきます。

初めに、本審議会の所管でございます、こども部のこども部長にごあいさつをお願いいたします。

**石井こども部長** 皆様、こんばんは。こども部を所管しております部長の石井でございます。よろしくをお願いいたします。

池田先生以外の5人の皆様には、前回の審議会からご参画をいただいております。平成17年11月で、そのときの任期が終わっておりますので、当時はこども局という組織でございまして、兼務の課長が何人もおりまして、そういう連携の体制の組織でございました。それが平成18年の4月から、こども部という組織に位置づけられた部の体制になりました。18年の4月から部長をいたしております。今現在こども部というのは、今ここにあります児童福祉審議会を所管いたしますこどもみらい課、そのほかに幼稚園ですとか、あるいはこども会館、子どもの家等の仕事を担当しております。それから保育園を担当しております保育課、あと、こどもと家庭の相談室、それと児童手当などの手当関係を担当しておりますこども相談課という三つの課から構成をされております。この前、17年にご参画いただいたときとちょっと様子が変わっております、その3課を中心にこども部という組織、そして、それぞれの仕事の上では庁内全体での連携を保ちながら仕事を進めておるという状況でございます。

今回また、これからご論議いただく中で、さまざまな課題あるいはご提言をいただけるものと思っております。それらを受けながら、また新たな施策の展開に励んでまいりたいと思っております。どうぞ、これからの2年間、よろしくお願い申し上げます。

(事務局 出席職員の紹介)

**司会** 次に、会議次第の4、正副委員長の選出に入らせていただきます。

審議会条例によりまして、正副委員長は委員の互選ということになっております。どなたか、ご推薦をいただければと思います。

**石井委員** もし、事務局に案がございましたら、お示しいただきたいと思うのですが。

**事務局** ありがとうございます。僭越ではございますが、今回の議題は前回審議会が

らの継続した議題が中心になろうかと思えます。前回審議会で委員長をお願いしておりましたのは、松原委員さんでございます。事務局といたしましては、もし、松原委員さんと皆様のご理解がいただけるということでございますれば、委員長には引き続き松原委員にお願いできればと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

**司会** ありがとうございます。

それでは、委員長に松原委員をお願いすることとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副委員長でございますが、委員長に一任ということで、いかがでございましょうか。

(異議なし)

**司会** ありがとうございます。

それでは、ここからの運営は松原委員長をお願いをいたします。

**松原委員長** ご指名をいただきました、改めまして明治学院大学の松原と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会の委員長を務めさせていただきますが、先ほど事務局の方のお話にもありましたように、前回、委員長を務めさせていただいて、何点か積み残した課題がございます。そのことについて、今回は取り上げてみようということになるかと思えます。とりわけ、私も、横浜で子どもの電話相談をやっていますNPOの理事として活動しておりますが、本当に、いじめの問題ですとか青少年の相談、特に、時間帯でいいますと、ちょうどこの時間帯ぐらいになりますと、夜の9時過ぎぐらいまで結構かかってまいります。かなり深刻な相談もありますけれども、どうしても、子どもの問題というふうになると、就学前から小学校前ぐらいということで一つ山が来て、あと、ずっと抜けてしまう部分があるかなと思えます。そんなことで、今回、少し年齢幅を広げながら子どもの福祉ということで考えていけたらいいかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、それでは4番の正副委員長の選出ということで、私の方から指名ということになっておりますので、ご提案させていただきたいのですが、先ほど自己紹介の中で非常に素晴らしい活動をご提示いただきましたNPO法人鎌倉てらこやで、直接、青少年に接していらっしゃる池田先生を副委員長にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

**松原委員長** それでは、自己紹介はいただきましたけれども、今度は副委員長として一言、お願いをできますでしょうか。

**池田副委員長** 今日、初めて参加させていただいて、最初から副委員長という大任を仰せつかったと。どういうお話をしているかわかりませんが、僕自身は松原先生と違って福祉とか児童についての専門家というわけではありません。もともと文学畑の人間で、文化論とか文明論を教えていた人間で、また違う視点から何か、ある意味で実践的な問題にかかわらせて勉強させていただければうれしいと思えます。どうか、皆さん、お力

添えをいただければありがたいと思います。よろしくお願いいいたします。

**松原委員長** まさに、幅広い視点から池田先生にはお助けをいただきたいと思います。

それでは、ここから実際の議題に入っていきますが、その前に資料の確認をしたいと思  
います。

(事務局 資料確認)

**松原委員長** それでは、先ほど申し上げましたように、前回の審議会では虐待あるい  
は学童保育等々の議論をしまいましたが、その中で積み残しが2点、残っております。  
その一つが障害児の対策についてでございます。2点目が、思春期・青年期の子どもたち  
の生活をどう支えるかということになっております。1点目につきましては障害児対策と  
いうことで、まとめられたものが計画として示されております。この計画について、まず、  
ご報告を伺いたいと思います。

**佐藤次長** この19年3月に策定をされました鎌倉市障害者福祉計画につきましてご案内  
させていただきます。

まずお手元には鎌倉市障害者福祉計画、平成19年3月といった冊子をご用意させていた  
だいております。ちょっと具体的なお話に入る前に、障害者施策にまつわるところ最近の  
動きと申しますか、導入部分でお話しさせていただきたいと思ます。

ご案内のとおり、平成18年4月に実は障害者自立支援法という法律が施行されてござい  
ます。どういう法律かといしますと、これまでそれぞれ障害の種別ごとにございました、  
例えば身体障害者福祉法とか知的障害者福祉法とか、精神保健法、こういった個別の法の  
サービス体系がばらばらだったこともございまして、こういった障害区分にかかわらず、  
一つの法律の中で制度を運営していくということで、この平成18年4月から障害者自立支  
援法というものが施行されてございます。昨今、この障害者自立支援法に対するいろい  
ろなご意見、ご批判等がございまして、法律の付則の中では3年後に見直しという規定がさ  
れているのですが、ごくごく最近でいいますと昨年の12月に法の全面施行後、わずか3カ  
月ぐらゐの間に国は特別対策というのを打ち出したり、かなりの制度がまだ安定していな  
いという、こんな状況なのかなと私ども思っております。また平成18年4月は、先ほど  
ちょっと子ども部の機構の話、組織の話がございましたが、私ども健康福祉部の中にこの  
障害関係を司るセクション、この18年4月以前は社会福祉課という課の中にいわゆる生活  
保護の分野と障害の分野が同居いたしまして、二つの主な施策を一つの課でやっていた、  
こんな状況だったんですが、この平成18年4月から障害者福祉課という障害という名前が  
課の名前に初めてつきまして、実は笛田にあおぞら園という知的障害児の通園施設がござ  
いますが、ここも一緒に取り込みまして障害児と者と療育と、こういった施策を一つの課  
の中で統一してやっていこうと、こんなことが障害者福祉課のセクションが生まれた経緯  
でございます。

こういった中で、この障害者福祉計画というのが法の中で二つの意味を持ってございま  
して、後ほど中にご説明いたしますが、障害者基本法における計画と、それから障害者自

立支援法における計画、この計画を二つあわせ持った計画になってございます。導入部分はこのくらいにいたしまして、具体的な中身をご説明させていただきたいと思っております。

まず、この鎌倉市障害者福祉計画は、平成17年度から策定委員会というものを立ち上げてまして、この中で策定作業を行ってまいりました。この策定の過程の中では、障害者福祉に関するアンケート調査や、福祉団体やあるいは地域別での意見交換会などを精力的に実施いたしまして、障害者の視点に立った計画づくりに努めてまいりました。そして本年3月27日に、この策定委員会から市長に計画案が提案され、庁内手続を行い、行政計画として位置づけられたものでございます。

それでは、お手元の鎌倉市障害者福祉計画の全体の構成等々につきまして、若干お話をさせていただきたいと思っております。

まず序章がございしますが、この序章では、計画の策定に当たっての趣旨などを記載し、第1章では、障害者基本法に基づく障害者計画を、さらに第2章では、生活支援に係る実施計画的な要素でございまして障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を、そして、第3章では、計画をどのように進めたらいいのか、この推進体制につきまして記述をし、主にこの四つを大きな柱として構成させていただいているところでございます。

次に第1章の第1節でございしますが、4ページから46ページにかけての記述でございします。障害児者の状況などにつきまして、統計データや先ほどのアンケート調査の結果の概要、あるいは福祉団体ごとの意見の概要や、地域別での意見交換会などの概要を記述してございます。4ページのちょうど一番下の表でございします。鎌倉市の「障害児者数の推移」ということで、主に手帳の区分に従いまして、平成18年度の数字として記載しているところでございます。ちょうど下から2段目の平成18年度という欄を見ていただきますと、身体障害児者は4,804人、知的障害児者は668人、精神障害者は567人で、合計6,039人に手帳を交付したということになります。ちなみに人口で割り戻しますと、鎌倉市の総人口比率で申し上げますとおおむね3.5%ということになってございます。

続いて5ページの下の方の表を見ていただきたいと思います。障害者の傾向の中で特徴的なことを申し上げますと、「年齢区分別障害児者の状況」の表を見ていただくと、特に身体障害児者のうち、65歳以上の人数と構成比率の記述がございしますが、この身体障害児者の65歳以上の人数が3,400人、比率が70.8%と、高齢化が極めて顕著となっていると、このような状況が特徴的なものとして考えられます。

続いて12、13ページにかけての記述でございしますが、ここでは、発達障害など、これまでの障害者施策の対象となっていない障害の状況などにつきまして記述してございます。特に発達障害者支援法、これは平成17年4月に施行されている法律でございしますが、この法律の中で「発達障害」といった定義がなされているところでございます。こういった「発達障害」の早期発見、早期支援といった福祉的な支援のほか、特別支援教育などといった教育サイドの支援、こういったものを通じまして個別の支援計画などの活用を図りながら、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備が必要であり、それを目

指していきたいと、こんなふうな思いでこの記述をしたところでございます。

14ページから16ページあたり、ちょうど今日の議題になろうかと思うんですが、療育や教育の状況ということで、療育相談の相談実施件数、先ほどちょっと申し上げましたが、知的障害児通園施設の通園状況、それから幼稚園・保育園などへの障害児の受け入れ状況、それから障害児学級における小中学校の中で知的情緒障害、肢体不自由などの区分に分けてまして状況を示してございます。また16ページでは、特にリハビリ関係の言語や難聴の通院における指導教室の概要、こういったところを鎌倉市の状況といたしまして、記載をしているところでございます。

第2節になりますが、47ページ以降になります。この47ページでは、ちょうど一番下の四角囲いのところでございますが、本計画の将来目標といたしまして、「障害のある人も障害のない人も、誰もが生涯にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を掲げまして、48ページにはその将来目標の実現に向けた基本的視点、50ページでは、これらの基本目標を実質的に進めるための重点施策、こういった中身を記述しているところでございます。

56ページからちょっと長くなりますが115ページまでが第3節ということになります。この第3節では、施策の展開といたしまして、この計画を推進するための具体的な実施事業を記述してございます。すなわち、この章全体が、障害者の施策に関する基本的な指針となる、いわば基本計画部分となっております。具体的には、ライフステージに応じた一生涯を通じての相談支援体制の推進など、先ほどご説明いたしました四つの重点施策を展開するために、52・53ページにございます施策の体系に基づきまして、障害者への理解の促進と権利擁護体制の推進、生活支援の充実、安心・安全に暮らせるまちづくりの促進、ともに学び・育つ環境の充実、働く場の充実と就労支援体制の整備、保健・医療サービスの充実、情報提供サービスの推進、以上七つの項目に分けてまして、これは56ページから115ページにかけた事業の全部の数字ですけれども、全部で124の事業について、それぞれ事業概要、実施状況、事業目標などを中心に記述をしているところでございます。

その中で75ページには、この項のテーマでございます生活支援の充実、相談支援体制の整備という中の記述でございますが、先ほど第1章第1節の中でもご説明いたしましたが、「発達障害」に関連いたしまして、医療、保健、福祉、教育などが連携し一貫した支援を行う「発達支援システムネットワークの推進」を記述してございます。

次に、また少し飛びますが、第2章におけます生活支援に係る実施計画でございます。116ページ以降になります。この116ページ、117ページが第1節になるわけなんです、ここでは数値目標を掲げた計画といたしまして、福祉施設の入所者の地域生活の移行に関する目標人数など、この計画の最終年次でございます平成23年度の数値目標を記述しているところでございます。第2節では、訪問系サービスなどの障害福祉サービス量の見込み、あるいはその確保の方策を、また第3節では、この自立支援法では市町村事業に位置づけられてございます地域生活支援事業の各サービス量の見込みやその確保の方策などにつき



まして記述しているところでございます。

次は第3章になりますが、128ページになります。この第3章におきましては計画の推進体制につきまして記述をしてございます。この計画を着実に推進するために、行政だけでなくNPO法人など関係団体等との連携を図りまして、市民全体で計画に取り組むこと、また推進委員会を設置して計画の進行状況を把握・点検しながら、必要に応じて見直しを行うこと、また、機会をとらえて国・県へも要望していくことなどを記述してございます。

さらに、巻末になりますが、132ページ以降に付属資料といたしまして、この計画の策定経過、あるいは冒頭でもご説明いたしましたけれども意見交換会などの開催状況につきまして、掲載をしているところでございます。

この計画策定後ですが、「広報かまくら」やホームページなどを活用してPRに努めてきたところでございます。特に障害者、あるいは福祉団体の方をはじめ市民の皆さんに広く周知するとともに、特に計画書の点字版とか音声版を作成しまして、障害者に配慮した計画の補助版といいますか、そういったサポートも同時にさせていただいているところでございます。

最後に、私どもの今後の予定でございますけれども、先ほどちょっと申しました、この計画の進行管理、これを当然担っていただくということと、それから最後の二章のところ、自立支援法に基づく計画は2年のスパンでございまして、来年度はもう次の計画を練り直さなければいけない、見直しの時期にすぐに入りまして、こんな内容を担っていただく推進委員会というのを年明けに設置したいと考えてございまして、今、準備作業をしているところでございます。

非常に雑駁でございますけれども、障害者基本計画のこれまでの経過と内容につきましてご説明させていただきました。

**松原委員長** ありがとうございます。

ということで、この障害者基本計画の中に、我々の積み残しの課題の障害児のこともきちっと組み込まれておりますので、今期の児童福祉審議会としての議論は青少年問題を中心にして行っていきたいと思っております。ただ、せっかく丁寧に時間をとってくださって障害者福祉計画の説明をしていただきましたので、皆さん方のご意見とかご質問があれば少し時間をとって、そこにも時間を割きたいと思っております。いかがでしょうか。

**秋田委員** 本当に素朴な疑問かもしれないので、私の勉強不足というところもあるのかなと思っているのですが、この3障害の中で、いわゆる児童相談所の関係でいいますと、児童福祉法の重症心身障害者の方がおられると思っております。これも県の施策としてサービスの関係ではいろいろ課題、要するに施設のベッド数とか、そういったものを抱えているわけですが、その辺も3障害、網羅されていると考えてよろしいのでしょうか。

**佐藤次長** 当然ながら網羅をされてございます。ご案内かどうかわかりませんが、鎌倉の市内に小さき花の園という重身の施設がございまして。ただ、当然、全体のベッド数、広域的な観点からいいますと、まだまだ足りないのかなということもございまして、また、

障害者自立支援法の中での地域移行への推進ということを考えますと、在宅で例えば生活介護事業なんかを受けられる、そういった施設が身近なところに、どうも鎌倉の場合、なかなか少ないということがございまして。今、身体障害者、特に重身の方々の施策につきましては、まだ充実に向けた施策になかなか手がつけられていない状況もいっぱいありますので、今後また、この計画の中で重点施策として取り組んでまいりたいというふうにご考えてございます。

**冨田委員** 52ページの安心・安全に暮らせるまちづくりの促進というところの 災害・緊急時対策の推進というところで、例えば消防署の署員とか分団員とか専門職の人とか、そういう関係との関連と申しますか、その辺の緊急時の特に障害を持つ人の避難に対する対応等については、どの程度進んでいるんですか。

**佐藤次長** 実は、まだまだ課題が多いのかなと認識してございますが、特に最近、高齢者あるいは障害者の方の情報提供の一つの手段としまして、携帯等を使いました災害情報のメール配信が、この秋から稼動してございます。それから、特に大きな地震のときとか、鎌倉だけではなくて藤沢市さん、逗子市さん、近傍の市も大地震の場合にはかなりの被害が想定されるということがございます。こういった中で、私どもの姉妹都市、上田市さんと足利市さん、それから萩市、山口県でちょっと遠いのですが、特に前段の上田市さんと足利市さん、この二つの市と災害協定を結びました。どういうことかといいますと、お互いの市の中で大きな大地震が出た場合は、それぞれ相互に協力しましょうということで、仮に鎌倉市がそういった被害を受けた場合は、足利市さんから、市あるいは民間の障害者、あるいは社会福祉施設の職員の方が私どものところへ応援に来ていただく、こういった相互協定を結びまして災害の対策に備えるということでございます。

ただ、一方、まだまだ充足していないところが、本当に災害時のときに、いろいろな障害を持った方、特に視覚障害、聴覚障害、こういった方々に対しての情報の伝達はメールだけではなかなか難しい点もございまして。また、避難所を開設したときに障害者の方をどんな形で一般の方と避難所の中で生活していただくのか、こういったところが大きなテーマでして、避難所の開設のマニュアルの中で、例えば、そういった方々がいた場合は、どういう対応ができるのか、どういう対応をしないといけないのか、こういったこともあわせて検討しているところでございます。

**石井委員** ちょっと質問なのですが、基本計画の中の発達障害児（者）への支援の推進というところで、一貫した相談支援体制の整備というところなのですが、以前より鎌倉市では学齢期までの継続的支援というのでしょうか、あおぞら園がそうだったと思っておりますが、それ以降の具体的な支援体制みたいなものというのは、何かご計画とかがありましたらお願いしたいと思います。

**安田課長代理** 先ほども次長から説明をさせていただきました発達障害の関係で、発達支援システムネットワークというのを18年の1月に立ち上げて、それは教育委員会教育指導課と私ども障害者福祉課が両方事務局として、福祉と教育、連携しながら発達障

害のあるお子さんたち、発達障害に限らずですけれども、障害のあるお子さんたちを一貫して支援していきましょうということで立ち上げたものでございます。きょうは、お手元に資料を特にご用意しておらないわけなのですが、一応三つの組織をつくりまして、庁外の委員さんにお集まりいただいて、一貫した支援をどういうふうな形で進めていったらいいのかというふうな検討、それから情報交換をしていただくような会。それと、市役所内部に庁内の会議をつくりまして、そこで市としての施策的な部分、どういうふうな課題があって、それを施策としてどういうふうに反映していこうかという庁内会議。それと、今度は、実際にそういう支援が必要なお子さんたちに直接対応している方々のための支援活動チームというのをつくってございます。

それが、三つの構造で、それぞれが補完しながら対応していったら、実際のところは支援活動チームに反映をしていくというものでございまして、今現在、この支援活動チームで対応しているお子さんが11例ぐらいございますけれども、これは小学校へ入る前のお子さんから学齢のお子さん、学齢の中には小学校のお子さんもいれば中学校のお子さんもいて、高等部のお子さんもちろんいるわけですけれども、市役所内部の職員だけではなくて、学校の先生でありますとか、それから児童相談所はもちろんのことでございますけれども、発達障害支援センターの方、身近なところでいうと民生委員の方に入っていたりとか、あと施設の関係、障害の施設の関係の職員の方、それからガイドヘルプ等の事業所の方たち、その方に直接かかわっている方々にお集まりいただいて、情報を共有して、親御さんも一緒に入っていて、その方の支援をどういうふうに考えていくか、そのご家庭をどうやって支援していくかというものをつくっていかうということで、今、活動をし始めているところということでございます。

まだまだ立ち上げたばかりで、もう1年たっていますけれども、立ち上げて、今、少しずつ事例をふやして、今後、どういうふうにしていったらいいかということで、実は、外部の組織であります発達支援システム推進協議会というのがございますけれども、そちらにもご報告を申し上げながら、発達支援の部分について進めていきたいと考えているところでございます。

**松原委員長** ありがとうございます。

なかなか自立支援法でカバーをしないところですので、独自の努力が必要かと思えます。

**秋田委員** 私も、そのシステムの協議会の方に、先月でしたか、先々月でしたか、出させていただいて、お聞きしたのですが、やはり児童相談所の方でも3ケースか4ケースぐらい、10ケースのうち入らせていただいて対応させていただきました。恐らく、それは市から話があったのと、それから、やはり児童相談所の方でも親御さんの了解を得て支援をという形で提起した方もおられるのではないかなという形で思っています。そのほか、そういった点での学齢児の方の対応という形で、まずは始まってきているのかなと。それ以外で学齢児前の方のいろいろな施策もやられているのですが、それは、また何かいろいろ、そちらの都合があるのかと思いますが、そういった点もされるというお話は聞いてお

ります。試行的なものですけれども、されると。

あと、協議会の中で出ましたのは、そういった部分を広げていく、そういった部分は必要だろうと。まず学齢児前、それとあと学齢児の方を中心にされていますけれども、やはり就労もしくは社会参画みたいな、そこまで広がっていければいいなという形の意見交換をさせていただきます。

**松原委員長** ありがとうございます。

関連して今回の議事にもかかわるところですので、3障害、発達障害も含めて、何か思春期対策ということで計画の中で盛り込まれているものがあれば、ご紹介をいただきたいのですが、いかがでしょうか。自立支援ということも含めてで結構なのですけれども。

**佐藤次長** 先ほど発達支援ネットの話をさせていただきましたが、当然、小さなお子さんの方は早期発見といいますが、こういった課題が大きくなるのかなと思ってございます。1歳6か月検診があったり3歳児健診があったり、また就学前健診があると、こんなふうに行ではあるわけなのですが、当然ながら、そういった健診のみではなかなか早期発見につながらないというような反省も含めて、今後、発達障害を含めた障害児対策の一つのツールとして、どんな時点で、どんなツールを用いて早期発見に努めたらいいのか、こういったところが大きな課題になってございます。そういった中で、現在、庁内で、いろいろな取り組みをされている、例えば栃木市さんとか、そういったところに出向きまして、親御さんとどういったやりとりをしながら、相談あるいは早期発見をしているのですかということ調査・研究をしてございまして、できれば平成20年度に少し公的な取り組みもやっていきたいなと考えてございます。

**松原委員長** 目標のところに書いてありますように、鎌倉で育つ方ですので、年齢に応じた、よく言う切れ目のない支援というものが必要だと思えます。その辺も、これから外部の方も交えて、推進委員会もできるようですので、一つの課題にさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

ほか、よろしいですか。

(なし)

**松原委員長** それでは、これは外部の委員の方もたくさん含めて、まとめていただいた計画だと思います。ぜひ計画に沿った推進をお願いしたいと思います。

それでは、議題の2番目、青少年の健全育成についてということで議題を準備してございますので、これについて、事務局の方からご説明をお願いします。

**事務局** 資料3をご覧くださいと思います。

先ほど委員長よりお話のございました積み残し案件の2点目、思春期・青年期の子どもたちの生活をどう支えるかについてでございますが、事務局といたしましては、あくまでも案ということでございますが、資料のとおり、鎌倉市における青少年の健全育成のあり方についてといたしまして、この課題をご議論いただけないかと考えております。その場合の課題として、資料に記載のように3項目、8点を抽出させていただきました。

まず、1項目、青少年の健全育成についてといたしまして、家庭・地域・学校・事業者・行政が行うこと、居場所づくりを挙げてみました。2項目目といたしましては、さまざまな活動、社会参加についてといたしまして、関係機関とのネットワーク、青少年が求めるニーズ、青少年に期待する社会参加の3点を挙げてみました。3項目目といたしまして特別な支援として、非行や不登校、ひきこもり、障害のある青少年への支援、就労支援を取り上げてみました。これらの事項をご検討いただくための資料といたしまして、資料4、きらきらプラン、次世代育成支援対策計画でございますが、きらきらプランにおける青少年関連事業一覧を始めとして幾つかの資料をご提示しております。

以上は、あくまでも審議会でご討議いただくための材料になればと考えてお示したものでございます。どうぞ、ご活用いただければ幸いですと考えております。

なお、事務局といたしましては、本審議会のご討議の結果を21年度以降の機構の改革を含めました青少年問題の新たな施策づくりにつなげていければと考えております。このため、大変恐縮ではございますが、できれば来年の6月あるいは7月ぐらいまでにおまとめいただきたいと考えております。この事務局案につきまして、また、今後の開催回数などにつきまして、ご協議をいただければと考えております。

なお、資料につきましては、ご要請があれば、ご説明はさせていただきます。

**松原委員長** ありがとうございます。

一応、仮の全体的なテーマで鎌倉市における青少年の健全育成のあり方ということで挙げていただきましたけれど、健全とは一体何なのだという議論をし始めるとかなり厄介かなということで、少し副題として思春期・青年期の子どもたちの生活をどう支えるかという副題をつけていただけたのだらうと思います。議題のところで青少年の健全育成というふうにもなっておりますが、一応、障害関係のところ、小分けをした(3)のところ少し含み込んでおるのですが、それは今回、計画の報告を伺ったということで一旦置くとして、青少年について議論をするときの全体的なテーマのあり方ということ、もちろん、そうすると漠たるものになりますので、具体的には三つの柱を準備していただいているのですが、このあたりの議論の立て方あるいは考え方のありようみたいなことからご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

**秋田委員** 素朴な考え方ですけど、児童相談所をやっていまして思うのは、ここのお子さんとか、あと、今ちょっと困っているケースで、その方は非行ではないのですが、子どもたちって、思春期あたりに入ってくると、大人の言うことというより仲間の、同世代の、もしくはちょっと上の、そういった子たちの関係というのか、例を挙げますと、大人には話さない。大人なんかはしないとと思うんですけど、今メールってありますよね。僕は余りやらないんですけど、そういうメールでどんどん。ちょっといろいろあるんですけど、トイレの中にもってメールを1日中やっているという話もあるぐらい、やっている。その子が言うのですよね。私が話できる人、もしくは信頼できる人とまで言ったかどうか分からないけど、やはり友達だという形で言う。そういうことの視点で考えていく必要もあ

ののかなと。居場所づくりとも関係してくるのかもしれませんが、そういった仲間づくりみたいな部分もちょっと視点で必要かななんて気もしました。

**松原委員長** 恐らく、(2)の にもかかわるところだろうと思うのですけれども、その辺は、今一番、その年代におつき合いがある池田委員がご意見をお持ちだろうかもしれない。いかがでしょうか。

**池田副委員長** 鎌倉てらこやの例を聞きますと、5年間、何とかやってこられた要因の幾つかを考えると、一番大きいポイントは、やはり今の社会ですと、お子さんと親、お子さんと先生、世代の違う、親子ぐらゐの年代の違う、それが、今は核家族だし子どもも少ないし、両者の関係が向き合ってしまうと、かなりきつい関係なのです、子どもにとって。てらこやも、最初に始めたときは、どうやったらいいかわからなかったのですけれども、とにかくゼミ生に出てきてもらって何かやろうやということになった。そして、結果から言いますと、学生が緩衝地帯みたいになるのです、親子とか先生と子どものね。そして、それがつないでいくわけなのです。子どもと学生をつなぎ、学生と親をつなぎ、逆に親と子どももまたつないでいくというような関係ができて。子どもたちは、子ども同士にはいろいろな秘密だとか言えないことを言うのだけれども、ぼろっとお兄さん、お姉さんに言ってしまうと。そうすると、気持ちがつながって行って、何かいい関係になって、家庭関係も、それによってリセットしていくところがあるのです。

それで、今、大きい1番の に家庭、地域、学校という三つが出ていますけれども、僕らのてらこやの合言葉は「てらこやを家庭に」。てらこやでやっている活動を、そこで終わらせるのではなくて、家庭に持ち帰りましょうと。朗読なんかをやっていると、家で朗読をしましょうとか、みんなで絵をかいたりしましょうとか。実際、そう言っているうちに実行していく家庭がだんだん増えてきて、それを媒介にして家庭の関係、親子の関係、兄弟の関係が何か穏やかに和やかにつながっていく、そういう効果が出てきているのです。最初は、やはり学生効果かなと思っているのです。今の子は、やはりお兄ちゃん、お姉ちゃんの味を知らないというか、自分とちょっと年齢の離れた理想の対象だとか自己同一感の対象というのをなかなか持ちにくくなっていて、それが何か、てらこやの中で徐々にできてきているのかなという感じがしています。

**松原委員長** 年齢的に言うと、五、六歳上のお兄さん、お姉さんになるのですか。

**池田副委員長** そうですね。10歳から、そうですね、一番上はそのぐらいですね。5～6歳から10歳ぐらいです。

**松原委員長** やはり今、秋田委員がおっしゃったようなところも含めて、(2)の のところに、先輩たちの世代継承的な部分と、それから鎌倉てらこやの学生を人為的に持ってきて媒介になってもらうような、二つ、そういう視点があるのかもしれませんが。出元は同じなのかもしれない。おっしゃるように、大人が相談するようなもので、なかなか。

**石井委員** 今こちらのテーマを見ていて、余りにも範囲が広いというか、非常に漠然としているというか、私自身がとらえられないで困っている状態なので何とも言えなくて

すけれども。

今の池田先生のお話を伺っていて、やはり大学生も、ついこの間までは青少年の立場だったわけですから、そんなふうには学生にとっても子どもたちと接するというのもとてもいい勉強になるでしょうし、ちょうどいい活動がそこで広がっているのだと、今、改めて感じていたところなのですけれども。

私は小学校へ直に入っておりますので、子どもたち、青少年というと、やはり学校にいる時間がとても大きいので、学校というのは子どもを教え、はぐくむ場所でもあるわけなので、子どもたちにとっては存在の大きい世界ということを改めて感じております。

**松原委員長** 最初のお話については、ちょっと私の思いとして、余り問題対応型の議論をここでしたくなくて、もう少し幅広に青年期の子どもたちを鎌倉の中でどう受けとめ育ててもらうかということを考えたいなと思っていました。学校のことは確かに重要なところで、ここは一つポイントを置かなくてはいけないなと思ってはいるのですが。

**四方委員** もっと幅広いと委員長から言われて、どうしようかなと思っているのですが、私はやはり青少年といっても、いわゆる中卒者の問題がすごく大きいのではないかと実は思っております。一番、学校とドロップアウトしてしまって、結局は中卒になってしまう。さまよってしまう子どもたちの、表面的にはわかりませんが、これは現在、非常に大きな問題であろうと。個別の問題になるかと思いますが、しかし、特別な支援についてというあたりのところで、そのところは、恐らくしょうがない形で、だれもまだ手を差し伸べていないのではないかと思いますので、この辺はどう考えていったらいいかと思っております。健全育成というには余りにも健全でない生活の中で、目標を失ってしまっている子どもたちが多いのではないかと思います。

**松原委員長** これ、ちょっと事務局でデータをお持ちかどうか伺っておきますが、鎌倉市内の高校進学率、もしくは高校へ行かれた後の中退をされる方の数というのは持っていらっしゃいますか。

**飯尾課長** こちらでは、特に中退につきましての数というのは持ってございません。県での調査の結果等は出てはいると思いますが、市のところまではつかんでおりません。

あと、中学校から高等学校へは、ちょっと手元に資料はないのですが、鎌倉市の場合には90何%という方が進学という形になっていると。そこまではつかめてございますが、その先でのところ、当課におきましてはちょっとつかんでいない状態でございます。

**松原委員長** これは、児童相談所で扱われるケースはどうですか。

**秋田委員** 児童相談所とすれば、年齢が少し高くなるのです。ドロップアウトして、いろいろ問題になって児童相談所も、そういう方に目標をどう持ってもらうか、自立してもらうかということで、かなり苦労する面がありました。

**松原委員長** データとなると、ちょっと難しいのですかね。

**秋田委員** ええ。

**四方委員** でも、これはデータに、ある意味ではなかなかきちっと出てこないかもわ

からないのですが、学校教育関係のところではあるのではないかと思います。中卒というものは、その点では恐らく少ないと思うのです。ですけど、その後、中卒になってしまう人たちですよ。私も、非常に気がかりなといいますか、問題だろうと思っております。一つは、結局よりどころなく、家族の縁も帰属意識もなく、放浪してしまう形になっているのが多いと思うのですけれども、就労支援の問題を含めてなかなか…。一つは、やはり寄り添うというのを非常に持たない子どもたちだろうと思っておりますので、どういうふうに手を差し伸べていったらいいのかと思っております。

**松原委員長** つい最近、神奈川県でも、ようやく自立園が茅ヶ崎の方にできましたが、例えば、あそこあたりで具体的に鎌倉市の子どもがいるかどうか聞いてはいけないのかもありませんね。どうですかね。今、四方委員がおっしゃっていた高校中退、就労のところも多いかと思うのですけれどもね。まだ開設したばかりだからデータは出てこないですかね。

**秋田委員** 恐らく、そういった氷山の一角だけ隠れている部分、それが抽象的には出てきてはいると思うのです。ただ、数とか、そういった点では…。ただ、四方先生が言われたように、やはり寄り添う形で。児童相談所がやっている中でも、要するに、ひきこもりではないのですよね。浮浪してしまっている状態という方がおられて、それは、要するに衣食にも困りますから、結局、万引きして警察に。それで、やはり東京の自立援助を家裁を通して活用という形の方はおられましたね。児童相談所もすごくかわりがあるわけですから、なかなかそうはいかないのですけれども。

**松原委員長** 特別な支援の中に少し意識をして、そのことはどこかで機会を持ちたいというふうに思いますが。心づもりの的には恐らく、この3本の柱で、今言った四つぐらいを立てて議論をしていくことになるのだらうと思うのですが、そういう意味では、全体の大きな報告に向けての、これがある種の目次ということにもなるかと思えます。事務局の方がおっしゃったように、たたき台、案ですので、今であれば少し変更もきくかと思うので。先ほど石井委員は、少し学校はこういう中点(・)ではなくて、一つ項目を立てて議論した方がよからうというお話がありましたし、秋田委員、池田委員のお話の中で言えば、(2)のところの青少年の求めるニーズというところをもう少し具体化して行って、社会参加につながるのかもしれないですけど、世代間交流というよりは近いところですよ、きっと。それを何と表現したらいいのだらうな。先輩というと早稲田の学生さんは先輩になるのかな。年上層と言ったらいいですかね、何と言ったらいいでしょうね。

**池田副委員長** ぱっと思いつきませんね。

**冨田委員** メンタルフレンドというのは鎌倉市にある。

**秋田委員** 児童相談所の生徒なのですね。いわゆる不登校の方とかも多くおられて、児童相談所でも専門の職員が相談を受けていきますけど、やはり、そういったお子さんの場合は、もっと身近な形で、要するにちょっと年上の人で近いところですから、そういった面での支えができないかなというので、メンタルフレンドという形の制度があるのです。これも大分たっていますよね。岡山からたしか始まったと思います。私どもの方も、結構、



メンタルの方は、先生の学校の方も、メンタルで入られていますけれども。

**富田委員** メンタルフレンドになってくれる学生は大変優秀なのだけど、池田先生、松原先生のところは優秀な学生が集まるから、そういうことはないでしょうけど、今、特に短大等で将来展望を全く持たない、それ以上に、先生から聞いた話では、九九ができない子が入ってくると。となると、途中でどうしても中退をせざるを得ないと。そうすると、その子はどこへ行ってしまふ、だれが救済するのだらうという話なのです。そういうのは、ここである居場所づくりというところで何とかするのでしょうか。役所の人は、その辺はどう考えていますか。

**松原委員長** よく欧米ではドロップ・イン・センターといって、そういう青少年がちょっと立ち寄るような場所のところに、目標を失った方なんか来てくれて、それで同じ仲間、先輩と一つの社会活動ができるということがあると。メンタルフレンドは文科省系列で近い制度をやっているらしいですね。

**茶木所長代理** 鎌倉市におきましては、メンタルフレンドは当方で対応しております。5人の学生さんが登録されておりますが、ただいま利用しているのは、お一人の方にお一人の学生さんがついてという形です。お兄さん、お姉さん世代に当たる人が、どちらかという、ひきこもりに近い、家にこもっているような不登校のお子さんの家に出向いて、遊びですとか、本当に最初の接触の中から何とか外に、少しずつ社会に出てもらおうと、そういうような制度でございます。

**飯尾課長** 市の事業というわけではございませんが、県教委の事業といたしましてフレンドリースタッフ派遣事業、これは文科省の関係でございますが、事業が開始されてございます。大学生が、特に小学校に行き、ともに遊ぶ中でいろいろ相談に乗るとかというふうなサポートの事業で、本市におきましては県から4校、4名の学生さんに週1回なのでございますけれども四つの小学校に来ていただきまして、そこで子どもとふれ合うということが、今年度の途中からございましたけれども、事業がスタートし、今後、県とともに、どのように継続させていくか、市と県との中でこれから検討していくことになるかと思っておりますが、そういうような事業があるということで一つ、ご紹介させていただきます。

**松原委員長** では、なかなか適当な言葉がないのですが、(2)のところに として青少年相互交流という項目を起こさせていただいて、そこで今、秋田委員、池田委員がおっしゃっていただいたことも考えたいと思いますし、それから、石井委員のお言葉がありましたので、 と の間に学校における思春期対策というのを入れましょうかね。上のの方は、社会的な取り組み全般についてはちょっと議論がしにくいと思うので、社会的取り組みということにして、ちょっと学校だけ起こしましょう。多分すごく大切なところなので。

**石井委員** もしかしたら、ここで審議する趣旨として、私、学校と言いましたけれども、ちょっと違うのかなと。学校は学校行政としてきちっとした取り組みというか、そういうのは別にちゃんとあるので、今回の趣旨には必要ないかななんて思っていたのですが。

**秋田委員** 外れているかもしれませんが、障害の関係もそうなのですけれども、やはり起こってからでは遅いのだろうというのがありますよね。その前に我々はどう考えていくのか。施策も考えていかななくてはいけないということがあるから、そういった点では、僕は、石井先生のおっしゃったのは考えてもいいような気がしますね。我々は、発生して対応ではなくて、予防と言っていいのですかね、虐待のあれじゃないけど、そういった点はどうしても考えてしまいます。むしろ池田先生の言われたのも、それだけのものではないでしょう、もっと広がっているのかもしれませんけれども。

**冨田委員** 一つだけ、ちょっと押さえておきたいのですが、思春期にしても少年期にしても、基本的な子育て、社会性を身につけるところは、親なのですか、教育機関なのですか、保育園なのですか、どこなのですかね。

**松原委員長** どこか一つに任せられないだろうということで、総がかりで取り組む課題なのではないでしょうかね。

**冨田委員** 役所は、どこだと思っているのですか。教育委員会は、学校だと思っているのですか、やはり親が育てるべきだと思っているのですか。

**松原委員長** どうぞ、教育委員会、お願いします。

**飯尾課長** どちらというよりも相互に連携して、やはり学校と家庭が一緒にならないと子どもというのは育っていかない。学校は学校、また家庭は家庭の中で、それぞれが、そして連携する部分をしっかり持ってやっていく必要があるかなと思って、我々の施策としましても、学校の中だけではなかなかできないもの、ご家庭にも協力をいただきながら、あるいは地域にも協力をいただきながら、そのようなものでないとなかなか十分達成できない事業ばかりかなというふうにとらえてございます。

**冨田委員** 優等生の答弁ですけど、秋田委員はたくさんケースを持っていらっしゃると思いますが、最近、子育てを放棄している親、虐待とは気がつかずに子育てを放棄している親が大変ふえてまいりました。そういう子は、今の答弁では救えないのだと思うのですが、そういうのもここでやれるのですか。どうなのですか。

**松原委員長** 秋田委員がどういうイメージをされているのか、まず聞きましょうか。

**秋田委員** ぱっと思ったのは、小さいころから精神的なダメージを受けて、いろいろな問題行動が起きてくるわけで、そういった点を考えれば、やはり予防的にも早期発見、早期対応、そういうところが必要だと思います。これを言ってしまうと、あれかなと思いますけど、お子さんも健全に育っていかなくてはいけないけど、やはり親御さんにも、どう育ててもらおうというよりも、どう今までの自分の生活観なり価値観なりを考えていただくかという形では、虐待のケースの場合は、保護者の方に、そういう形で投げかけたり、一緒にきちんと考えていきましょうというような形の制度でやっているのですけれども、肝心なところがわかりません。

**池田副委員長** さっきの二つの問題なのですが、社会性を身につけるところはどこなのかということで、てらこやの経験からいきますと、一つは、鎌倉出身の民俗学者で大藤

ゆきさんという方がいらして、柳田國男のお弟子さんなのですが、彼女が唱えているのが複眼の教育ということで、子どもを育てるのは親、教師だけではなくて、さまざまな人、町の人であり、町の八百屋のおばさんであり、魚屋のおじさんであり、さまざまな人が子どもたちに温かいまなざしといたしますか、そういう視線、まなざしによって、あるいは言葉によって育っていくというようなことを言っているわけです。そういう意味では、さっき言葉が出た社会総がかりといたしますか、地域総がかりで育てていく、そういうものがものすごく欠落してきてしまっているわけです、今の時代というのは。それを何とか微々たるものであれ復活させていく、そういう地域力。さっき家庭と学校と言いましたけれども、やはり地域の教育力というのを、どういうふうにして掘り起こして育てていくかということなのだろうと思うのです。

それから、子育てを放棄した母親が随分増えてきたということをおっしゃっていましたけれども、実は、鎌倉てらこやを始めたもう一つの要因というのは、やはり親に問題があるのではないだろうか。しかし、これはなかなか表にぱっと出せないものですから、親の教育というか。親学なんていうものがありますけれども、余りそういう言葉を前面に出さないで、子どもと向き合いながら、親を、言い方は悪いですけど、巻き込んでいくといえますかね。それで、今、鎌倉てらこやの去年の活動報告書がここにもありまして、鎌倉てらこやのキャッチフレーズは「親が育ち子が育つ、そんな地域をつくろう」と。それで、最初は、みんな、子が育ち親も一緒に育っていくのだ、そんな地域をつくろうではないかというあれだったのですが、今回はそうではないのです。これ、逆さまにしようと言ったの。親が育ちというのを、うたおうではないかと。「親が育ち子が育つ、そんな地域をつくろう」といって、やはり親御さんの問題が非常に大きくて、てらこやも、今年、来年になって取り組む課題は親御さんの問題なのです。

**松原委員長** というようなことで、両委員さんのお話、富田委員、いかがでございますか。かなり、そういう意味では、突っ込んだ議論になっていると。

**富田委員** 私は、自分の仕事が保育園ですから、保育園は、育てるのは親で、親の子育ての補完をするところだなんて長く言われてきたのだけど、最近、厚生労働省は母親の就労支援だと言っているのです。でも本当は、そうではなくて、通ってくる子どもの親を中心に、地域で子育てをしている親をどう育てるか、こういうのが命題で、しかも大変苦しい。だけど、それをやらなかったら子どもが育っていかないというふうに思っています。優秀な親で、そういう人がたくさんいます。これがなかなか理解をしてもらえなくて、子育てにかかわろうとしない、そういうのがあって、何か皆様方のご意見、ひらめきをいただければ幸せだなと。常時思って、感じております。

**松原委員長** ありがとうございます。

お話を伺っていて思うのは、例えば親とか、例えば学校とかというふうに単体に切り離して、その問題を詰めていっても、それは余り生産的ではないのだろうと思うのです。先ほども言いましたけれども、それぞれが協力し合いながら、その協力し合う対象が子ども

もと青年というよりは、協力し合うネットワークの中に子どもも一緒に入っているのだと。大人や青年も入っているし、むしろ、そういう活動に参加することによって自分の生きがいを見つけて、新たな自分の将来展望が開けてくる子どもたちもいますので、そういう形でこれを考えていきながら、でも、今いろいろ出てきた個別の問題、親の問題もあるかもしれないし、お子さんの問題もそうですので、そのことについては少し焦点として考えていくということができるのかなと。コンセプトとしては、そういうことだろうというふうに思います。

そういうふうに考えてくると、3番目のところは少しアイテムをふやしていく、1、2番目のところを組みかえなくてはいけないかなと、今考えているのですけれども。もう少しご議論いただけるかと思うので、少し議論いただきながら、今日はそういう意味で、目次づくりを少し完成させて、次回から、それぞれの項目について話をしていきたいというふうに思います。

もう一つは、機構改革あるいは予算との関係でいえば、6、7月ぐらいには具体案が欲しいということですから、その間に毎月会議をやるわけにはいかないですから、一定の期間を置かなくてはいけないのと、あと何回できるかという相談も現実的に出てくるのですけれども、もう少し1の議題についてご意見を伺っていきたいと思います。

一つは、健全育成と居場所づくりとあるのが、ちょっと居心地が、それこそ言い回しが余りよくないですので、多少のところは、それぞれ総がかりでやるとして、それぞれの相互作用とか役割分担みたいなことを話すだろうと思うのですけれども、その話をする前に、むしろ具体的な活動そのものを先にやった方がいいのか。だから(4)の居場所づくりも含めて、それを先にやっていく中で、ここはおそらく池田委員に貢献をしていただける部分かなと思うので、個々の活動で、こういう活動をこれから評価してこうということ話をしながら、2番目に、それをどういうふうに役割分担をしていくか、総がかりで取り組まなければならないという相互の役割分担の議論をした方が、どうも座りがよさそうで。石井委員が最初におっしゃっていた幅広で困るところは、むしろ具体的な活動、こんな活動を青少年では今後強化をしたい、あるいは創設をしていきたいという、そちらの具体的な話を先にした方がいいのかなと今ちょっと考えているのですが。今のところ、私の整理はそういうところですが、ご意見をもう少し出していただく時間もありますし、いかがでしょうか。

**池田副委員長** 今、松原委員長がおっしゃったことに沿っていないと思いますが。ちょっと富田委員のさっきのご発言で、何かひらめきとおっしゃったのだけれども、ひらめくようなことは申し上げられないのですけれども、お話を伺って、やはりてらこやの抱えている問題と同じだなと思ったのです。お母さん、お父さんは、子どもをお預けになって、それが自分の仕事の時間を生むためにだったり、勤めのためだったり、言い方は非常に悪いのですが、子どもを置いておくというか、預けて、それでお仕事に行かれる少しでも時間を長く仕事に費やす、そういう親は確かにてらこやでも多くて、てらこやは土・日

にやったり、あるいは夏休みに2回、宿泊をしてやっています。最初の意識が、やはり親御さんは、子どもをそこに二、三日預けられるから、言い方はこれも語弊がありますがけれども、何かせいせいしたと言ったら変だけれども、ああ、楽だという感じ。そこから、やはり、そういう意識でかかわってもらっては困るよなということで、少しずつ親御さんたちのかかわりをてらこやで増やしていきまして、親ボランティアというのを募集して、ちょっとずつでも何かお手伝いいただくというような形で巻き込んでいくといいますが、こちらへ引きつけながら、いろいろお話をしながら。これは、上から下にものを言うような言い方ですと、たちまち抵抗に遭いますし、いろいろな親御さんがいらっしゃいます。昨今はやりの、ここでそういう言葉を使って語弊があるかどうか知りませんが、モニターペアレンツというか、クレイマーペアレンツというのですか、そういう人たちが出てきて、物すごく権利意識の強い方たちがいるものですから、そういう人たちの対応をどうしていくのかなと。

これは富田委員にとってヒントにも何もならないのですが、ただ、悩みを少しばかり共有させていただいているのかなと。今後、親御さん対策かなというふうに思っております。

**松原委員長** ありがとうございます。

**石井委員** 委員長のお話を伺っていて、私、大分、自分の中が整理できてきたのですが、どのよう支えるかと考える場合に、子どもたちのニーズを知らないで考えるというのはとても難しい。そこが私、よくわかっていなかったのです。ですから、言われたように、2番目にあります個々の具体的な活動ですとか、青少年のニーズってどういうものがあるのかということが把握できて、それで、では私たち大人が役割分担としてどのようなことができるのか、総がかりでどういうネットワークがとれるのかと、そういう順番だと、とてもわかりやすくいいなというふうに思っております。

**松原委員長** そうしたら、(2)を先に持ってきて、思春期・青年期の子どもたちの生活を支える活動についてまず議論をして、そして2番目に、ちょっと順番が前後するかもしれませんが、家庭、地域社会、学校、行政等の役割分担というのを今みたいな話をし、3番目に特別の支援ということをやっていきましょう。ちょっと順番を入れかえて、目次も変更させていただきたいというふうに思います。

今、池田委員、富田委員がおっしゃっていた親の問題というのは、家族の問題ですかね、役割分担のところでも少し、こういう活動をやるときに親にもこういう参加をしてよとか、こういう協力をしてよと、そういうようなところでの発信が我々の間でもできるのかなというふうに思います。すごく大切なところで、私、冒頭に近いところで池田委員がおっしゃっていた、学生が間に入って緩衝材になるというのはすごく大切だなと思って。やはり少人数家族で向き合ってしまうと、煮詰まってくるときつい。よくわかるのです。そういう意味で、それを家族だけ何とかしてというわけにもいかないで、いろいろな形で、思春期の子どもさんを育てている家族の支援みたいなことも、一緒に考えていければと思っています。

そんなところでお話をしていくことにして、先ほど特別な支援のところでは、四方委員から、端的に中卒児童の支援というのが出ました。それを項目にして増やすことにして、一応ここでは非行・不登校・ひきこもりというのがあって、障害のある青少年の支援というのがあって、就労支援はどうなるのですかね。どこがカバーされていますか。ここは議論しにくいかな。ハローワークの問題があるのですね。

**事務局** 具体の就労支援という形になりますと、市民経済部というところがございまして、その市民活動課というところがハローワーク対応をやっています。

**松原委員長** 例えば、きょう、準備されたところでいうと、4とか5あたりで出てくるのですかね。資料の7かな。

**四方委員** まだ全国的なところまでいっていないかもしれないけど、サポステというのがありますね、自立支援のサポートステーション。各地でやっていると思うのですが、鎌倉では、その辺はどうなっているのでしょうか。若者の総合支援、サポートステーションというのが、かなり動いているところがあるという話を聞いているのですけど。

**秋田委員** どういうものなのですか。

**四方委員** キャリアコンサルテーションとか、いろいろな人がそこに入っているのです。横浜もやっています。その中で一番難しいのは、いわゆるひきこもりの人たちが相談に見えるというようなところもあるのです。それから、片や、いわゆる就労支援です。なかなか運営が、まだきちっとやられているところは少ないかと思えますけれども、群馬かな、あのあたりもやってませんか。

**事務局** 今、四方先生の言われたような、まとめた形で対応しているというところはないのですが、青少年課、あるいは相談センターで多少かかわりがあると思えますけれども、いかがでしょうか。

**小山課長** 青少年課では、そういった総合的なサポートという形での施設との連携はとっておらないです。

**松原委員長** 今、四方先生が群馬の資料を持っていらっしゃって、横浜でも何か動いていると。ちょっと宿題で、次回までに調べておいていただきたいかなと思います。

それと、少し具体的話が出たので、きょうの資料の5で、実は、鎌倉は一つの社会資源を持っているのです、青少年会館という。では活発にここが青少年の居場所になっているとか、あるいは、それこそらこや活動のようなもので、いろいろな形で青少年を集めてやる活動というところで使い勝手がいいかどうかということもあるので、資料の5は今の利用状況なのですが、ちょっとこれらを補足していただけますか。

**小山課長** 鎌倉と玉縄に青少年会館がございまして、資料の5が鎌倉の青少年会館の利用状況になってございまして、裏が玉縄の青少年会館の利用状況になってございまして、裏をごらんいただければと思いますが、18年度の鎌倉青少年会館の利用者総数が1万3,969人となっております。ただ、世代別に見ますと、どうしても幼児から中学生まで、また16歳から24歳までの比率が31%という形で、実際に25歳以上の一般団体の利用が69%になっ

ております。どうしても、青少年会館の利用というものも、青少年が利用するのではなくて、そういった一般の、例えば学校に行っている間は、青少年会館は空いておりますので、空いているものを一般の方に利用させるということは当然でありますので、したがって一般の方の利用は、青少年会館としての利用なのか、普通の生涯学習センターのような利用状況になっているのが実情でございます。

それから、玉縄の青少年会館についても、人数的には玉縄の利用者数は多いのですが、やはり世代別利用者を見ますと鎌倉も玉縄も同じような状況ということでございます。

それから、資料7でございますが、それに関連しまして現状の青少年課の課題等をここに掲載させていただきました。実際に、1番で申しますと、課題と申しますと、やはり各協議会、育成団体が後継者不足になっていて、また女性とか高齢者に頼っているのが現状でありまして、みずから若者が参加して、協力者が必要なわけですけど、それがなかなかできていないというのが課題となっております。

それから、鎌倉市には市子連という子ども会の連絡協議会があるのですが、昭和55年には87団体で1万人ぐらいの団体であったのに、平成18年には7団体という形で、その会員も600人弱ということになっております。やはり市子連に加入すると煩わしいとか、会の役員をやらされるということが嫌だという、そういったコミュニティー意識の欠如が見られるという状況でありまして、そういったものも課題となっております。

2番目の青少年会館の課題でございますけど、玉縄の青少年会館は相当古い、45年に建設された建物でございます。老朽化が著しい状況でありまして、防音、それからバリアフリー、エスカレーター、エレベーター等もない施設でございます。そういった面で青少年がなかなか来にくい施設となっております。防音装置がございませんので、いろいろな大きい音を出すということもできない状況でございます。

また、鎌倉青少年会館は駅から相当離れております二階堂の地区になりまして、バスで行かないといけません。それから、第二小学校のそばでございます。第二小学校のお子さんたちは利用しやすい部分があるのですが、同じ小学校でも駅前にある第一小学校から、わざわざ二階堂の青少年会館に向かうということはなかなか難しいようで、利用率も低下している状況でございます。

**松原委員長** このあたり、次回、次々回で、せつかくの社会資源が老朽化をしていると。社会資源としてこういうものもありますので、今、お話ししたように、具体の課題も行政の方としても認識をされていますから、それこそ地域ぐるみで、これをどう活性化していけるかということも、ぜひ考えていきたいと思えます。

それでは、時間も迫っておりますので、おおよそ目標としては、先ほど言いましたように(2)と(1)を入れかえて、少し項目を変えて(3)ということで、それぞれ1項目について1回ということで、3回の回数を予定したいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

**松原委員長** では、早速それぞれの活動ということで、今、青少年にとってどんな活動が必要なのかということで、次回またてらこやのお話もしていただけるかと思ひますし、その他、実際に今、鎌倉で青少年を対象にした活動、草の根レベルのものから行政がされているものまで、少し資料を用意していただき、我々の方で、こんな他地域のものがあるよということであれば各委員からご紹介をいただきたいと思うので、そんなことを課題にしながら具体の日時の設定をしたいと思ひます。

**事務局** それでは、スケジュールをお出しする前に、次回につきましては、青年期の生活を支える活動についてという形でやらせていただきまして、ここにございます(2)の1番から3番に加えて、先ほど委員長からご指摘がございました青少年の相互交流、あるいは次の5番目で居場所づくり、これも入れて第1回目はやらせていただきたいと思ひております。私どもといたしましては、今ご指摘いただきました青少年に対する現在の活動、何をやっているか、あるいはサポートステーションの状況を調べる、あるいは青少年の就労支援の状況をできる限り調べてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今、委員長からもお話がありましたように、3回を設定するようになりますと、逆算してみまして、大変恐縮なのですが、1月の後半に第2回を予定させていただきます。

(日 程 調 整)

**松原委員長** それでは、今回は1月29日の午前10時ということにさせていただきます。それでは、ちょっと予定の時間を三、四分、過ぎましたけれども、これで予定しました議事を終わりましたので、事務局に司会をお返しします。

**事務局** 本日は、どうもありがとうございました。

これをもちまして、第1回目の児童福祉審議会を終了させていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。